|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 米子市弓浜コミュニティー広場使用（変更）許可申請書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年 |  | 月 |  | 日 |

一般財団法人鳥取県サッカー協会

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 団体の名称 |
| 住所又は所在地 |
| 代表者氏名 |
| （電話番号 |  | ） |

次のとおり、米子市弓浜コミュニティー広場の使用の（変更）許可を申請します。 |
| 使用の目的(行事の名称) |  |
| 使用する日時 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | 午前・午後 |  | 時 |  | 分から |
|  | 年 |  | 月 |  | 日 | 午前・午後 |  | 時 |  | 分まで |
| 使用する場所 | [ ] 第１多目的広場（[ ] 全面・[ ] １面・[ ] ２面）（[ ] 一般・[ ] 中学生以下）[ ] 第２多目的広場（[ ] 全面・[ ] 半面）[ ] 会議室 [ ] 更衣室（[ ] １[ ] ２[ ] ３[ ] ４） [ ] 控室 |
| 利用予定人員 |  | 人 |
| 使用する附属設備及び備付器具 | [ ] サッカーゴール・ゴールネット（一般用） |
| [ ] サッカーゴール・ゴールネット（ジュニア用） |
| [ ] コーナーフラッグ |
| [ ] ラグビーゴール・ゴール保護マット |
| [ ] ラインカー | [ ] ベンチ（ |  | 台） |
| [ ] テント大（ |  | 張） | [ ] テント小（ |  | 張） |
| [ ] 得点板 | [ ] 審判用フラッグ | [ ] タイマー |
| 冷房設備又は暖房設備 |
| [ ] 会議室 [ ] 更衣室（[ ] １[ ] ２[ ] ３[ ] ４） [ ] 控室 |
| 夜間照明（第１多目的広場） |
| [ ] ８基 [ ] ４基（ |  | 時間 |  | 分）※３０分単位 |
| 使用責任者 | 住所 |  |
| 氏名 |  | （電話番号 |  | ） |
| 米子市弓浜コミュニティー広場使用（変更）許可書上記の申請について、使用（の変更）を許可します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年 |  | 月 |  | 日 |

一般財団法人鳥取県サッカー協会 |
| 許可条件 |  |
| 使用料 |  | 円 |
| １　この処分の全部又は一部に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、米子市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）（地方自治法第229条第１項及び第244条の４第１項・行政不服審査法第18条第１項本文及び第２項本文）２　また、この処分（使用料の徴収に関するものを除きます。以下この項及び次項において同じです。）に不服がある場合は、前項の審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、（指定管理者の名称）を被告として、裁判所に、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。（行政事件訴訟法第８条第１項本文、第11条第２項及び第14条第１項本文）３　なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過しているときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。（行政事件訴訟法第14条第２項本文）４　使用料の徴収に関する処分（以下「徴収処分」といいます。）の取消しの訴えは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第５項の規定により、第１項の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、米子市（代表者は米子市長）を被告として提起することができます。（地方自治法第229条第５項・行政事件訴訟法第８条第１項ただし書、第11条第１項第１号及び第14条第１項本文）５　ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第１項の審査請求に対する裁決を経ることなく、裁判所に、徴収処分の取消しの訴えを提起することができます。⑴　徴収処分に係る審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。⑵　徴収処分、徴収処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。⑶　その他徴収処分に係る審査請求に対する裁決を経ないことについて正当な理由があるとき。（行政事件訴訟法第８条第２項） |

使用料計算欄

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 全面・一般 | 1,650円× |  | 時間 |  |  |  |
| 全面・中学生以下 | 820円× |  | 時間 |  |  |  |
| 部分・一般 | 550円× |  | 面× |  | 時間 |  |
| 部分・中学生以下 | 270円× |  | 面× |  | 時間 |  |
| 小計　Ａ |  |
| テント大（６張） | 300円× |  | 張× | 1.10 |  |
| テント小（３張） | 200円× |  | 張× | 1.10 |  |
| ベンチ（２４台） | 50円× |  | 台× | 1.10 |  |
| 小計　Ｂ |  |
| 冷暖房 | 無 | 会議室 | 160円× |  | 時間 |  |  |  |
| 更衣室 | 160円× |  | 室× |  | 時間 |  |
| 控室 | 80円× |  | 時間 |  |  |  |
| 有 | 会議室 | 240円× |  | 時間 |  |  |  |
| 更衣室 | 240円× |  | 室× |  | 時間 |  |
| 控室 | 120円× |  | 時間 |  |  |  |
| 小計　Ｃ |  |
| 夜間照明 | 8基・4基 |  | 円/30分× |  | 時間 |  | 分 |  |
| 小計　Ｄ |  |
| 合計　Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ |  | 円 |